



流ク第325号
令和3年3月1日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年2月18日付け、流監第112号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

担当
環境部クリーンセンター
電話 7157-7411

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和3年2月18日・流監第112号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
環境部 クリーンセンター	指摘	長期継続契約終了後の再リース契約は単年度契約として執行すべきであるが、複数年度契約となっていた。規則等に基づく適正な契約事務を執行されたい。	今後、再リース契約を締結する場合は、単年度契約により執行するものである。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。